

第1章 報酬・費用弁償

相楽郡広域事務組合議会の議員の議員報酬 及び費用弁償に関する条例

(昭和56年8月制定)

改正 昭和59年3月 8日条例第2号 昭和62年 3月30日条例第1号
平成 6年4月 1日条例第8号 平成 9年 3月14日条例第1号
平成16年3月 8日条例第1号 平成20年11月28日条例第2号
平成26年2月24日条例第1号

第1条 相楽郡広域事務組合議会議長、副議長及び議員（以下「議長、副議長及び議員」という。）の議員報酬及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。

第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。

議長 年額 36,000円

副議長 年額 30,000円

議員 年額 24,000円

2 議員報酬は、年度の途中で議長、副議長及び議員として新たにその職についたときはその日から、退職又は死亡等により議長、副議長及び議員でなくなったときはその日まで、それぞれ支給する。

3 前項の規定による議員報酬額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第3条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、相楽郡広域事務組合職員等の旅費に関する条例（昭和56年8月制定）の別表1のとおりとする。

3 議長、副議長及び議員が招集に応じ会議に出席した場合は、費用弁償として交通費実額を支給する。

第4条 この条例について必要な事項は、代表理事が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。

附 則（昭和59年条例第2号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第1号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第8号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成16年条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。